

平成30年度 社会福祉法人指導監査の結果一覧

(1) 指導監査を実施した法人数

監査実施年度	所轄法人数 (年度末時点)	一般指導監査 実施法人数	特別指導監査 実施法人数
平成26年度	10	7	0
平成27年度	10	5	0
平成28年度	10	6	0
平成29年度	10	5	0
平成30年度	9	3	1(継続)

(2) 平成30年度の項目別の指摘事項・注意事項の件数一覧

(単位：件)

※指摘事項：改善報告を求める文書レベル
 注意事項：改善報告を求めない口頭レベル

項目	指導区分	主な運営事業の種別								合計		
		老人福祉 関係		障がい福祉 関係		児童福祉 関係		その他		指摘	注意	
		指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意			
I 法人 運営	1 定款				1		1			0	2	
	2 評議員・評議員会											
	(1) 評議員の選任						1		1	0	2	
	(2) 評議員会の招集・運営			1			1			1	1	
	小計	0	0	1	0	0	2	0	1	1	3	
	3 理事											
	(1) 定数									0	0	
	(2) 選任及び解任									0	0	
	(3) 適格性								1	0	1	
	(4) 理事長									0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	4 監事											
	(1) 定数										0	0
	(2) 選任及び解任										0	0
	(3) 職務・義務										0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 理事会												
(1) 審議状況							1		1	0	2	
(2) 記録										0	0	
(3) 債権債務の状況										0	0	
小計	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	
6 評議員、理事、監事の報酬												
(1) 報酬の額の定め										0	0	
(2) 報酬等支給基準の作成公表				1					1	0	2	
(3) 報酬の支給										0	0	
(4) 総額の公表										0	0	
小計	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	
II 事業	1 事業一般									0	0	
2 社会福祉事業の状況										0	0	
3 公益事業の状況										0	0	
4 収益事業の状況										0	0	
III 管理	1 人事管理									0	0	
2 資産管理												
(1) 基本財産										0	0	
(2) 基本財産以外の財産										0	0	
(3) 株式保有										0	0	
(4) 不動産の借用										0	0	
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 会計管理												
(1) 会計の原則										0	0	
(2) 規則・体制				1			1			0	2	
(3) 会計処理				2					2	0	4	
(4) 会計帳簿										0	0	
(5) 附属明細書等				1	1				1	1	2	
小計	0	0	0	4	1	1	1	0	3	1	8	
4 その他												
(1) 特別の利益供与の禁止										0	0	
(2) 社会福祉充実計画							1			0	1	
(3) 情報の公表										0	0	
(4) その他						1	1			1	1	
小計	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	2	
合計												
		0	0	1	6	2	7	0	7	3	20	

(3) 平成30年度指導事例

項目	指導内容	指摘	注意	
I 法人運営	1 定款	定款に実態と異なる表記があるため、変更のうえ所轄庁の認可を受けてください。 ・定款と登記簿の内容に相違 ・業務執行理事が選任されているが、定款への記載がない。		1
		廃止した事業について、定款より削除されておりません。また、新規取得基本財産について、定款に未記載のため、変更のうえ所轄庁の認可を受けてください。		1
	2 評議員会・	評議員会には、民主的で適正な法人・事業運営を図る重要な責務があるため、欠席者の解消に努めてください。		1
		適正な手続きにより評議員の選任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、評議員選任・解任委員会の議事録を作成してください。		1
		評議員会の開催日・議案等については、理事会の決議によって行ってください。		1
		理事会及び評議員会が同日に開催されていました。 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所、議案等を定め、評議員会の1週間前までに、評議員に書面又は電磁的方法により通知を行ってください。	1	
	3 理事	理事会には、法人の意思を決定する重要な責務がありますので、欠席者の解消に努めてください。		1
	5 理事会	業務委託契約に係る決議に、特別の利害関係を有する役員が加わっていない旨を、議事録にも記録してください。		1
		理事会の日の1週間前までに各役員に対して、招集の通知を发出してください。		1
	6 監事 評議員の報酬 理事	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表してください。		1
理事長報酬が「役員旅費規程」に旅費として定められているため、規程の改正を検討してください。 また、報酬等の支給基準については、評議員会の承認を受けたのち、公表してください。			1	
III 管理	3 会計管理	経理規程について、社会福祉法の改正に伴った内容となるよう改正してください。		2
		取得した固定資産に係る減価償却に誤りがあるため、適正に計上してください。		2
		賞与引当金について、経理規定に基づき、計上するか検討してください。		2
		財務諸表に対する注記について、注記すべき事項は漏れなく記載してください。	1	
		拠点区分の計算書類に係る注記について、記載項目に不足(14, 15)があるため、該当がない場合においても「該当なし」と記載してください。		1
		財産目録について改正に伴った内容で作成してください。		1
	4 その他	社会福祉充実計画について、所轄庁の承認を受けてください。		1
		代表権を有する者の重任登記が行われていないので、変更後2週間以内に登記してください。	1	
		資産総額の変更登記は、定時評議員会で承認を得た後に行ってください。		1